

議案第 7 3 号

羽曳野市立高年生きがいサロン条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立高年生きがいサロン条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

高年生きがいサロンを、高齢者福祉に係る事業に加え、健康寿命の延伸等に係る事業や世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、もって地域共生社会の実現を図ることを目的とした施設とするため、その設置目的及び利用者の範囲の変更その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立高年生きがいサロン条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立高年生きがいサロン条例(平成 11 年羽曳野市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「対し、教養、親睦及びレクリエーションのため」を「生きがい活動」に、「子どもたちとの交流及び生きがい活動を通じて、地域社会が一体となった高齢者福祉の増進」を「世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、もって地域共生社会の実現」に改める。

第 2 条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「60 歳以上の者」を「者であって、前条の目的に適する活動を行うもの」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「指定管理者の承認」を「市長の許可」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条の見出し中「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条中「指定管理者は」を「市長は」に、「利用を承認してはならない」を「使用を許可しない」に改め、同条第 1 号中「認められる」を「認められる」に改め、同条第 4 号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条の見出し中「利用の承認」を「使用の許可」に改め、同条第 1 項中「指定管理者は」を「市長は」に、「利用の承認」を「使用の許可」に、「利用を」を「使用を」に改め、同項第 1 号中「利用の申込み」を「使用の申請」に改め、同項第 4 号中「利用」を「使用」に改め、同項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「指定管理者」を「市長」に、「利用条件」を「使用条件」に、「承認」を「許可」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第 7 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の規定による求めがあった」を「必要があると認める」に、「第 5 条第 3 号」を「第 4 条第 3 号」に改め、同項を同条とし、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同

条を第 7 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 8 条 市長は、生きがいサロンの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) 生きがいサロンの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) 生きがいサロンの維持及び補修に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第 9 条 前条の規定により、生きがいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条の見出し及び第 5 条第 2 項中「使用者」とあるのは「利用者」と、第 2 条、第 3 条、第 5 条第 1 項並びに同項第 1 号及び第 4 号中「使用」とあるのは「利用」と、第 3 条から第 5 条までの見出し中「使用の許可」とあるのは「利用の承認」と、第 3 条から第 5 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条及び第 5 条中「許可」とあるのは「承認」と、第 4 条中「使用を許可しない」とあるのは「利用を承認してはならない」と、第 5 条第 1 項第 1 号中「申請」とあるのは「申込み」と、同条第 2 項中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第 6 条中「、必要があると認めるときは」とあるのは「、指定管理者から求められ、必要があると認めるときは」と、第 7 条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者に<u>生きがい活動</u>の場を提供し、心身の健康増進を図るとともに、<u>世代を超えた交流及び多様な地域福祉活動を促進し、もって地域共生社会の実現</u>を図ることを目的として、羽曳野市立高年生きがいサロン(以下「生きがいサロン」という。)を次のように設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者に対し、<u>教養、親睦及びレクリエーションのための場</u>を提供し、心身の健康増進を図るとともに、<u>子どもたちとの交流及び生きがい活動を通じて、地域社会が一体となった高齢者福祉の増進</u>を図ることを目的として、羽曳野市立高年生きがいサロン(以下「生きがいサロン」という。)を次のように設置する。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第2条 生きがいサロンを<u>使用</u>することができる者は、本市内に居住する<u>者であって、前条の目的に適する活動を行うものとする</u>。ただし、市長が特に<u>適当と認める者</u>については、この限りでない。</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第2条 生きがいサロンを<u>利用</u>することができる者は、本市内に居住する <u>60歳以上の者とする</u>。ただし、市長が特に<u>適当と認める者</u>については、この限りでない。</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 生きがいサロンを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>市長の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長は、生きがいサロンの使用を許可しない</u>。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると<u>認められる</u>とき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>生きがいサロンの管理上支障があると、市長が認める</u>とき。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、<u>生きがいサロンの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の<u>手続等</u>に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>生きがいサロンの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>生きがいサロンの維持及び補修に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</u></p> <p>(利用の承認)</p> <p>第4条 生きがいサロンを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の承認</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の承認の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、生きがいサロンの利用を承認してはならない</u>。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると<u>認められる</u>とき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>生きがいサロンの管理上支障があると、指定管理者が認める</u>とき。</p>

<p>(<u>使用の許可の取消し等</u>)</p> <p><u>第5条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長は、生きがいサロンの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>生きがいサロンの使用の申請に偽りがあったとき。</u></p> <p>(2)・(3) <u>省略</u></p> <p>(4) <u>災害その他事故により生きがいサロンの使用ができなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによって、使用者に損害が生じて、その責めを負わない。</u> (意見の聴取)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>1 <u>市長は、必要があると認めるときは、第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p><u>第7条</u> <u>生きがいサロンの使用料は、無料とする。</u></p> <p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p><u>第8条</u> <u>市長は、生きがいサロンの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u></p> <p>(1) <u>生きがいサロンの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>生きがいサロンの維持及び補修に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</u></p> <p>(<u>指定管理者による管理を行う場合の読替え</u>)</p> <p><u>第9条</u> <u>前条の規定により、生きがいサロンの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2</u></p>	<p>(<u>利用の承認の取消し等</u>)</p> <p><u>第6条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、生きがいサロンの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>生きがいサロンの利用の申込みに偽りがあったとき。</u></p> <p>(2)・(3) <u>省略</u></p> <p>(4) <u>災害その他事故により生きがいサロンの利用ができなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の規定による利用条件の変更又は承認の取消しによって、利用者に損害が生じて、その責めを負わない。</u> (意見の聴取)</p> <p><u>第7条</u> <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p><u>第8条</u> <u>生きがいサロンの利用料金は、無料とする。</u></p>
--	---

条の見出し及び第5条第2項中「使用者」とあるのは「利用者」と、第2条、第3条、第5条第1項並びに同項第1号及び第4号中「使用」とあるのは「利用」と、第3条から第5条までの見出し中「使用の許可」とあるのは「利用の承認」と、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第5条中「許可」とあるのは「承認」と、第4条中「使用を許可しない」とあるのは「利用を承認してはならない」と、第5条第1項第1号中「申請」とあるのは「申込み」と、同条第2項中「使用条件」とあるのは「利用条件」と、第6条中「、必要があると認めるときは」とあるのは「、指定管理者から求められ、必要があると認めるときは」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

(委任)

第10条 省略

以下省略

(委任)

第9条 省略

以下省略